

マル経 融資制度



／ 使い道いろいろ ／
運転資金・設備資金

／ 返済期間 ／
最長10年（うち据置期間2年）

マル経融資制度とは、高松商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を日本政策金融公庫よりご利用できる制度です。

要点

融資金額

最大2,000万までお申し込み可能。資金用途は運転資金・設備資金どちらの利用も可能です。

要点

無担保・無保証

保証人や担保が不要の融資制度。信用保証協会による保証も不要です。

要点

利子補給制度

一定の条件を満たすことで、高松市より利子補給を受けることができます。

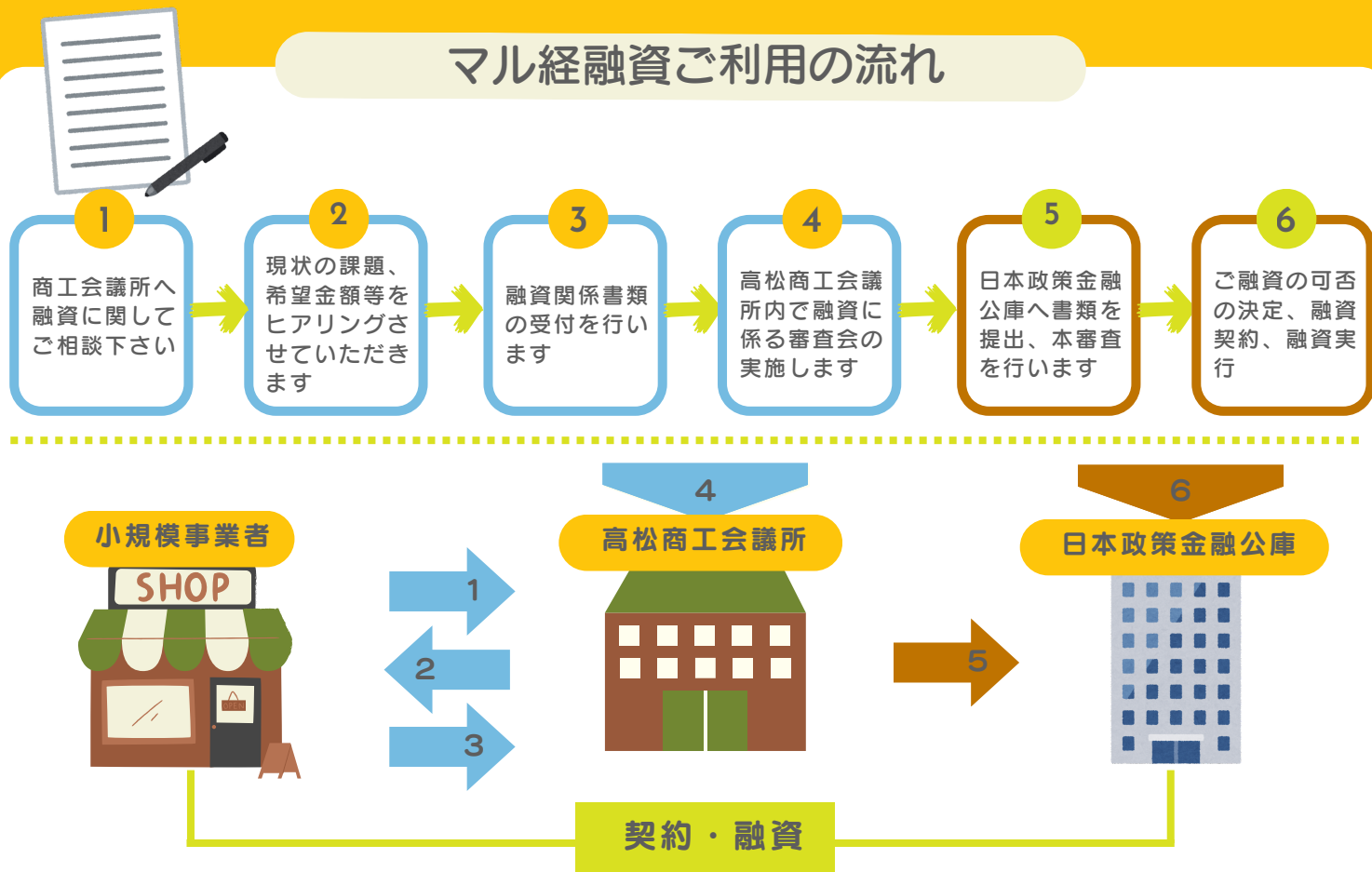


高松商工会議所

事業推進部 中小企業振興課 ☎087-825-3505



マル経融資ご利用の流れ



ご利用いただける方



従業員20人以下の法人・個人事業主
(商業・サービス業は5人以下)



商工会議所の経営・金融指導を6か月以上受けている



日本政策金融公庫の融資対象業種である



税金を完納している
(所得税・法人税・事業税・県、市民税)



高松商工会議所の管轄地区内で、最近1年以上継続して営業している

ご用意いただくもの (初期相談時)



前年、前々年の決算書及び確定申告書



決算後6か月以上経過している場合は最近の試算表



見積書(設備資金の場合)



借入返済明細書(全ての借入分)

※正式な申込時には追加で書類必要な書類がございます

※推薦につきましては、経営内容をよくお聞きした上で行います

※ご相談や審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承下さい

※1,500万円を越える申し込みは、事業計画書の提出が必要です

■小規模事業者経営改善資金
(日本政策金融公庫HP)



■利子補給制度について
(高松市HP)

